

【新】・・・新規事業

人生 100 年時代の高齢者支援

事業名	予算額
(1) 高齢者のデジタルデバイド対策	(1) 25,902千円
(2) ヒアリングフレイル対策【新】	(2) 8,516千円
(3) チームオレンジの構築	(3) 309千円
(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新】	(4) 6,117千円

ここがポイント！

- (1) 高齢者のデジタルデバイド対策
- ▶ スマートフォン講座の受講者数を令和5年度の2倍となる800名に拡充し、高齢者のスマートフォンの活用を促進
- (2) ヒアリングフレイル対策
- ▶ ヒアリングフレイルの普及啓発を行うことにより、聴力低下の予防や早期発見を図る
 - ▶ 聴力機能の低下により友人や家族等とのコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成
- (3) チームオレンジの構築
- ▶ 認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ「チームオレンジ」を立ち上げる
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ▶ 国保と後期高齢者の保健事業を接続し、介護予防事業と連携させることで、高齢者の健康を応援する

事業概要

(1) 高齢者のデジタルデバイド対策

- ▶ デジタルデバイド解消を目的としたスマートフォン講座にあわせて、フレイル予防と世代間交流を目的とした交流会も実施する。
- ▶ 交流会では、あるきたアプリやeスポーツを活用して、高齢者と大学生・シニアスタッフとの交流や運動機会を創出し、フレイル予防を促進する。
- ▶ 高齢者が活発に活動できるよう、就労を希望する高齢者を講座・交流会の補助スタッフとして採用し、就労機会を提供する。

(2) ヒアリングフレイル対策

- ▷ 普及啓発として、ヒアリングフレイルに関する講演会等を行う。
- ▷ 加齢により聴力が低下し、会話等他者とのコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、閉じこもりを防ぎ高齢者の積極的な社会参加を支援するとともに認知症発症リスク低減の一助とするため、補聴器購入費用の一部を助成する。
 - 対象者：住民税非課税（本人）（均等割のみ課税者を含む。）等
 - 助成額上限：7万円

(3) チームオレンジの構築

- ▷ 認知症であっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域を目指し、ニーズに沿った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の基盤をつくり、地域支援体制の強化を図る。
- ▷ 認知症当事者もチームオレンジメンバーの一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備する。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ▷ 医療専門職が高齢者の「通いの場」に積極的に関わることで、重症化予防のための保健指導を行うことで、病気を予防し、健康寿命の延伸につなげる。
- ▷ 国保データベースシステムを活用して地域の実情や健康課題を分析し、健康課題の解決を図るためにポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの両方を実施する。
 - ポピュレーションアプローチは「フレイル予防等の健康教育・健康相談事業」を選定、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士を派遣し、健康教育や健康相談を行う。
 - ハイリスクアプローチは「糖尿病性腎症重症化予防事業」を選定、区が糖尿病性腎症未治療者等への受診勧奨を行うほか、治療中の方に6か月間の生活習慣改善に関する保健指導を行う。

【(1)～(3)の担当】

長寿支援課長

電話 03-3908-9017

【(2) 補聴器購入費用助成の担当】

高齢福祉課長

電話 03-3908-1158

【(4)の担当】

国保年金課長

電話 03-3908-1130

【新】・・・新規事業

こころと体の健康づくりの推進

事業名	予算額
(1) ソーシャル・キャピタルモデル事業 の実施【新】	(1) 671千円
(2) 「あるきた」の機能強化	(2) 8,531千円
(3) 子宮がん・乳がん検診勧奨強化	(3) 211,763千円
(4) 全世代の歯科健診を実現	(4) 84,795千円
(5) (仮称)自殺予防対策協議会の設置【新】	(5) 417千円

ここがポイント！

- (1) ソーシャル・キャピタルモデル事業の実施
 - ☛ 若い世代からの地域の自主的な健康づくり活動を支え、つながりを構築する
- (2) 「あるきた」の機能強化
 - ☛ 新たな機能を加え、健康づくり総合アプリとして区民の健康づくりを応援
- (3) 子宮がん・乳がん検診勧奨強化
 - ☛ がん検診の受診率向上に向けた取組みにおいて、若い女性の受診勧奨を強化
- (4) 全世代の歯科健診を実現
 - ☛ 歯科健診の対象を拡大し、全世代が歯科健診を受診できる環境を整備
- (5) (仮称)自殺予防対策協議会の設置
 - ☛ 自殺防止対策を強化するため関係機関等との連携を図る

事業概要

(1) ソーシャル・キャピタルモデル事業の実施

- ▷ 各健康支援センターが職域を含む既存の地域団体と協働で講座やイベントを実施し、地域の自主的な健康づくりを支える。

(2) 「あるきた」の機能強化

- ▷ 「ウォーキングアプリあるきた」を「健康づくり総合アプリあるきた」と改め、区民自らが生活習慣を見直せるチャレンジ機能を開始する。

(3) 子宮がん・乳がん検診勧奨強化

- ▷ 若い女性の健康増進を図るため、20～40歳代の女性に対する受診勧奨を強化し、乳がん・子宮がん検診の受診率向上に努める。

(4) 全世代の歯科健診を実現

- ▷ 成人の区民を対象に実施している歯科健診の対象年齢を30歳代以上から20歳代以上に拡大し、乳幼児から高齢者まで、すべての世代に歯科健診を実施する。

(5) (仮称) 自殺予防対策協議会の設置

- ▷ 国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、外部専門家などを入れた(仮称)自殺予防対策協議会を立ち上げて、地域のセーフティネットワークを構築・強化する。

【担当】

健康推進課長

電話 03-3908-9016

【新】・・・新規事業

障害のある方やその家族への支援

事業名	予算額
(1) 医療的ケア児等コーディネーターの配置【新】	(1) 3,900千円
(2) 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労支援事業の上限時間拡充	(2) 5,798千円
(3) 移動支援の月上限利用時間の拡充	(3) 243,121千円

ここがポイント！

- (1) 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ☛ 医療的ケアを必要とする児童やその家族の方々の個々のニーズを総合的に調整
 - ☛ 必要なサービスを関係機関と調整・連携することで相談支援体制を強化
- (2) 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労支援事業の上限時間拡充
- ☛ 利用上限時間を年間96時間から144時間に引き上げる
- (3) 移動支援の月上限利用時間の拡充
- ☛ 移動支援の利用について、上限利用時間を原則月25時間から35時間に引き上げる

事業概要

(1) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ▷ 医療的ケアを必要とする児童やその家族の各種相談に対し、電話やメール・面接・訪問など総合的に対応する。
- ▷ 保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整し、障害福祉サービス事業所や医療機関・学校・保育園などの情報を積極的に収集し、必要なサービスにつなげる。
- ▷ 令和6年度は、試行実施として週3日（月・水・金）の開設。



(2) 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労支援事業の上限時間拡充

- ▷ 在宅生活を送られている医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)の方々を介護されているご家族などの一時休息やリフレッシュを図ることを目的に、訪問看護師が居宅に訪問し、一定時間、家族の代わりに見守りを行う。
- ▷ 令和5年度には、就労や求職活動時にも利用できるように利用要件を拡大した。
- ▷ 令和6年度は、利用上限時間を144時間に引き上げる。

(3) 移動支援の月上限利用時間の拡充

- ▷ 社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支援するため、移動を介助するガイドヘルパーを派遣する。
- ▷ 利用時間の基準は、ひと月あたり原則35時間以内。

【担当】

障害福祉課長

電話 03-3908-9085

新規事業

区内医療環境の充実

事業名	予算額
区内医療環境の充実	10,198千円

ここがポイント！

- ☛ 区の実情にあった地域医療のあるべき姿を目指す上での指針として、令和5年度末に、区としては初めての「北区地域医療ビジョン」の策定を行う
- ☛ 本ビジョンの基本理念である「将来にわたって、誰もが安心して受けられる地域医療づくり」に向け、在宅療養支援体制の整備や、区内の医療提供体制の充実を図る

事業概要

▷ 目的

- 高齢化率の高い北区においては、在宅療養者が今後増加することが見込まれるため、在宅療養生活を支える人材の育成・確保のための支援を推進する。
- 区内の医療環境の充実を目的に、医療や介護等関係者間の情報共有を行う。

▷ 内容

- 在宅医療を学ぶ場づくりへの支援を行うとともに、訪問看護ステーションの人材確保のための支援を実施する。
- 医療や介護等の関係者間の情報共有や意見交換を行うとともに、「北区地域医療ビジョン」に基づく施策の評価や課題の検討を行うため、「北区地域医療会議」を開催する。

▷ 今後の取組み

- 「北区地域医療ビジョン」に基づく、具体的な施策の検討を行い、事業化を推進する。



【担当】

地域医療連携推進担当課長
電話 03-3908-1134